

## 十日町市制限付一般競争入札実施要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、本市が発注する建設工事について、入札その他の契約に関する手続の透明性、公平性及び競争性をより高めることを目的とした制限付一般競争入札を適正かつ円滑に行うため、十日町市財務規則（平成17年十日町市規則第63号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 制限付一般競争入札の対象とする建設工事（以下「対象工事」という。）は市長が指定するものとし、その場合、十日町市請負工事指名審査委員会の審査を経るものとする。

### (公告)

第3条 対象工事を制限付一般競争入札に付する場合の規則第145条の規定による公告（以下「公告」という。）は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1)十日町市役所での掲示
- (2)十日町市ホームページへの掲載

### (入札参加資格要件)

第4条 制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格要件」という。）は、十日町市建設工事入札参加資格審査規程（平成17年十日町市告示第10号。以下「規程」という。）に定める資格のほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 制限付一般競争入札に共通する入札参加資格要件
  - ア 十日町市建設工事請負業者等指名停止要領（平成17年十日町市訓令第45号）に基づく指名停止の措置を受けていない者。
  - イ 対象工事に、建設業法（昭和24年法律第100号）に定める技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できる者。
- (2) 工事ごとに定める入札参加資格要件
  - ア 入札に付する対象工事に対応した格付（規程第6条の規定による格付をいう。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による経営事項審査の総合評点に関し要件を定める場合は、当該要件を満たしている者。
  - イ 同種工事の実績又は専門性の有無に関し要件を定める場合は、当該要件を満たしている者。
  - ウ 本社又は営業所の所在地に関し要件を定める場合は、当該要件を満たしている者。
  - エ 特定共同企業体の結成を要件とする場合は、結成に関して指定した要件を満たしている者。

る者。

オ アからエまでに規定する要件以外の要件を定める場合は、当該要件を満たしている者。

- 2 市長は、前項第2号の入札参加資格要件を定めようとするときは、十日町市請負工事指名審査委員会の審査を経るものとする。

(入札への参加申請)

第5条 対象工事について、制限付一般競争入札に参加しようとする者は、公告で示した期限内に制限付一般競争入札参加申請書(様式1号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、申請書を受領したときは、当該申請書の写しに受付印を押印したもの(以下「申請受付済み票」という。)を申請者に交付しなければならない。

(入札参加の審査及び通知)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、これを審査し、当該入札に参加する資格を有しない者がいた場合に限り、その者に対し入札期日の3日前までにその旨を通知しなければならない。

(設計図書の公表)

第7条 市長は、対象工事に係る設計図書(規則別記建設工事請負基準約款第1条第1項に規定する設計図書をいう。)を閲覧又は貸与により公表するものとし、その旨について公告により行うものとする。

(入札時の携行書類)

第8条 制限付一般競争入札に参加する者は、第5条第2項の規定による申請書受付済み票を入札時に携行することとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年6月14日から施行する。

附 則

この告示は、平成19年8月1日から施行する。